



城所哲夫(都市工学)  
Tetsuo KIDOKORO

## 住民参加によるスラム改善事業

アジアの開発途上諸国におけるスラム地域の生活環境改善事業においては、住民参加のもとで地道な改善を進めていくことが主流の考え方となっている。これは1970年代後半以降、スラム改善事業(既存のスラム地区において、水道、地区内通路の簡易舗装、排水構などの最低限の居住環境改善事業をおこなう)が、世銀の資金援助のもとで、多くの途上国で実施されるようになり、その過程において、行政あるいはNGOの支援のもとで住民参加方式により、必要に応じて地区内の生活インフラを整備していくことの重要性ならびに有効性が明らかとなってきたことによる。

有名な例としては、インドネシアの多くの都市で広範に実施されているKIP(カンボン改善事業)が挙げられる。KIPでは、既成市街地

内の自然発生的に開発された、生活インフラの低質な住宅地区において、主として地方自治体等による技術的・財政的支援のもとで住民参加方式により街路、排水路、公共トイレ等の整備・改善が実施されている。この意味で、KIPは行政主導のもとで、住民の参加により漸進的な地区改善を広範な地域で進めていくことが可能であることを示す重要な経験となつたと言える。一方で、とくに世界銀行の大規模な融資により、事業規模が飛躍的に拡大された後、政府主導色が一段と濃くなり、住民参加が形骸化しているとの批判も多い。

このような経験を踏まえ、1980年代以降、次第に認識されるようになってきたことは、低所得者居住地域の改善は、居住者に対する土地利用権の付与、水道、電気、住宅などの公

営事業の効率化などさまざまな制度的枠組みを改善していくことが不可欠であるということであった。このような流れの中で、都市計画制度に関しても、アメリカや西欧諸国の住宅地整備基準に則って策定された従来の都市整備基準に対する批判が強まり、低所得者層により取得可能(affordable)な土地・住宅価格を実現するための規制緩和、すなわち、住宅建築密度規制の上限の緩和、道路幅員規制の最低限度の緩和に代表されるような最低限度のインフラ整備による住宅地開発を許容するようなインフラ整備基準の規制緩和、あるいはローコスト住宅建設を可能とするような建築規制の基準の緩和等がなされている。



スラムでは多くの場合に、住民の意見が貴重な財産となる。



スラムでは、子供たちの健康が危機的状況である場合が多い。